

平成 29 年 7 月 7 日

お客様各位

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 多根 幹雄

指定投資信託証券 追加のご案内

向暑の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、このたび弊社におきましては、本日より、以下のファンドを、浪花おふくろファン  
ド・らくちんファンドの指定投資信託証券に追加いたしますのでご案内申し上げます。

新規追加ファンド：**SBI 中小型割安成長株ファンド** ジェイリバイブ

今回、追加となったファンドは、コドモファンドの組成当初から組み入れており、ファ  
ンドの運用成績に大きく貢献してくれています。

このファンドの運用助言をしているエンジェルジャパン・アセットマネジメント(株)の最  
大の特徴は、日本で公開するすべての企業を分析し、面談している世界で唯一の企業だど  
いうことです。良い企業は公開後も引き続き継続的にフォロー、企業のそれぞれの段階で  
の変化を上手く捉えて投資を行っており、年間に面談する企業は 1,000 社にも上っていま  
す。年齢、性格の異なる 4 人全員で面談し、投資判断するということもユニークなところ  
です。

詳細については、次ページをご参照ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社業務管理部までお問い合わせください。

今後とも、皆様のご期待に添えるよう努力する所存でございますので、なにとぞご愛顧、  
ご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上

クローバー・アセットマネジメント株式会社  
業務管理部

TEL:03-6262-3923

通話料無料ダイヤル：0800-5000-968

(受付時間：平日 9 時～17 時)

Email:gyoumu@clover-am.co.jp

| 種類・項目      | SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)   |
|------------|--|
| 運用の基本方針    |  |
| 基本方針       | ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。   |
| 投資対象       | わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。  |
| 投資態度       | <p>①主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。</p> <p>②マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>④マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>   |
| 投資制限       | <p>①マザーファンドへの投資割合に制限を設けません。</p> <p>②株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑤同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑦外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>⑧投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> |
| 収益分配時期及び方法 | 毎決算期に、配当等収益とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。  |

| ファンドに係る費用 |   |
|-----------|---|
| 信託報酬      | 純資産総額に対して年率 1.1448% (税抜 : 1.06%)<br>(委託会社 1.08%、販売会社 0.0108%、受託会社 0.0540%)<br>(税抜 : 委託会社 1.0%、販売会社 0.01%、受託会社 0.05%)<br>※委託会社の報酬には、投資顧問 (助言) 会社への支払報酬を含みます。 |
| 販売手数料     | ありません。  |
| 信託財産留保金   | ありません。  |
| その他費用     | 信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。  |
| その他       |   |
| 委託会社      | SBI アセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 311 号<br>一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入  |
| 受託会社      | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社<br>登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第 33 号  |
| 信託期間      | 無期限   |
| 決算日       | 原則として毎年 7 月 22 日 (休業日の場合は翌営業日)  |